

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本評価書記載の特定個人情報ファイルについて、法令を遵守し、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県瑞穂市長

公表日

平成31年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
②事務の概要	・被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の状況や支援状況、配慮事項等を一元的に管理する。 ・主に、被災者への「罹災証明書」の発行や、様々な義援金の給付と生活援護資金の貸付管理などの各種支援を行う。 ・瑞穂市は、災害対策基本法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、被災者台帳を作成するにあたり特定個人情報ファイルを利用する。
③システムの名称	被災者支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1第36項の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画部 市民協働安全課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瑞穂市 企画部 市民協働安全課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4130

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	I 1. ②事務の概要	・被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の状況や支援状況、配慮事項等を一元的に管理する。 ・主に、被災者への「罹災証明書」の発行や、様々な義援金の給付と生活支援金の貸付管理などの各種支援をおこなう。 ・瑞穂市は、災害基本法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、被災者台帳を作成するにあたり特定個人情報ファイルを利用する。	・被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の状況や支援状況、配慮事項等を一元的に管理する。 ・主に、被災者への「罹災証明書」の発行や、様々な義援金の給付と生活支援資金の貸付管理などの各種支援を行う。 ・瑞穂市は、災害対策基本法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、被災者台帳を作成するにあたり特定個人情報ファイルを利用する。	事後	
平成31年3月13日	I 5. ①部署	総務部 総務課	企画部 市民協働安全課	事後	
平成31年3月13日	I 5. ②所属長の役職名	総務課長 大岩 清孝	課長	事後	
平成31年3月13日	I 8. 連絡先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111	瑞穂市 企画部 市民協働安全課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4130	事後	
平成31年3月13日	II 1. 対象人数	平成26年12月25日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月13日	II 2. 取扱者数	平成26年12月25日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月13日	IVリスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	